

志賀町 不妊治療費助成制度について

志賀町では、不妊治療を受けているご夫婦に対し年度あたり70万円を限度に治療に要する費用を助成します。

◆対象者◆ 下記についてすべて該当される夫婦

- ①婚姻関係にある夫婦であること（特定治療は事実婚も可）
- ②治療時および申請の1年以上前から志賀町に住所を有している
- ③医療保険に加入していること
- ④治療期間の初日において、妻の年齢が45歳未満である
- ⑤夫婦の属する世帯において町税等（※1）の滞納がない



※一般不妊治療…夫婦の前年所得の合算が730万円未満であること

※特定不妊治療…事実婚の夫婦も対象

◆対象となる治療◆

※治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了する治療

- ①一般不妊治療： タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など
- ②特定不妊治療： 顕微授精、体外受精
（上記の一環として行った精子を精巣または精巣上体から採取する手術（男性不妊治療）を含む。）

◆助成限度額◆

夫婦1組に対して1年度あたり70万円（特定不妊治療と一般不妊治療をあわせて）

- ①一般不妊治療： 7万円／年を限度。ただし、自己負担額の2分の1以内
- ②特定不妊治療： 対象治療費から石川県助成金を除いた額の7割以内（千円未満切捨て）

※入院時の食事療養費、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用、不妊治療を伴わない検査費用などは含みません。

※石川県助成金の助成回数を超えた場合でも、志賀町助成金の上限70万円に達するまで、町単独で特定不妊治療の助成をいたします。

この場合、県に支払の確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。

◆申請期限◆

- ①一般不妊治療：治療を受けた日から2年以内（連続する2年間）
 - ・助成を受けて出産した場合は、再び2年間助成を受けることができます
- ②特定不妊治療：1回の治療終了日が属する年度内
 - ・特定不妊治療は石川県の助成決定を受けてから町に申請してください。
 - ・やむを得ない事情により期限内に申請できない場合（医療機関の受診証明書や県の決定通知書が間に合わない等）は、3月中に住民課までお知らせください。
 - ・申請は助成限度額に達するまで何回でもできますので、お早めをお願いします。



◆助成金の交付◆

□座振込（申請受付日の翌月末頃）

◆お問い合わせ◆

志賀町子育て支援課

☎0767-32-9122（直通）

◆申請に必要な書類◆

- 志賀町不妊治療費助成申請書兼請求書（様式第1号）
- 公簿及び町税等納付状況調査に関する同意書（別紙）
- 不妊治療医療機関受診証明書（様式第2号）
- 領収書・領収明細書
- ご夫婦お二人の健康保険証・振込先口座の確認できるもの
- 申請者の振込先口座の確認できるもの

※ 町において、戸籍上の夫婦であることや所得が町の調査で確認できない場合、必要な書類を提出していただくことがあります。